

(別添)

地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針

第1 総則

1 趣旨

本指針は、地域生活定着支援事業により各都道府県に設置される地域生活定着支援センター（以下「センター」という。）の事業及び運営についての基本的事項を定め、もって、その円滑な実施に資することを目的とする。

2 用語の定義

本指針において使用する用語は、それぞれ当該各項に定めるところによる。

- (1) 犯罪をした者等： 犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者をいう。
- (2) 矯正施設： 刑務所、少年刑務所、拘置所又は少年院をいう。
- (3) 刑事収容施設： 刑事施設又は留置施設をいう。
- (4) 入所者等： 拘禁刑の執行のため、刑務所、少年刑務所若しくは拘置所に入所している者又は保護処分のため少年院に入院している者をいう。
- (5) 被疑者等： 被疑者又は被告人をいう。
- (6) 帰住予定地： 入所者等が矯正施設退所後に帰住することが予定されている特定の住居地又は被疑者等が釈放後に帰住することが予定されている特定の住居地をいう。
- (7) 帰住希望地域： 入所者等が矯正施設退所後に帰住することを希望している地域又は被疑者等が帰住することを希望している地域をいう。
- (8) 生活環境調整： 更生保護法第82条の規定により保護観察所の長が行う入所者等の矯正施設退所後の住居、就業先その他生活環境の調整をいう。
- (9) 特別調整： 生活環境調整のうち、高齢（おおむね65歳以上）であり、又は障害を有する入所者等であって、かつ、適当な帰住予定地が確保されていない者を対象として、特別の手續に基づき、帰住予定地の確保その他必要な生活環境の整備を行うものをいう。
- (10) 一般調整： 生活環境調整のうち、特別調整以外のものをいう。
- (11) 更生緊急保護： 刑事上の手續又は保護処分による身体の拘束を解かれた人のうち、親族からの援助や公共の衛生福祉に関する機関等からの保護を受けることができない場合などに、更生保護法第85条の規定により保護観察所の長が緊急的に行う必要な援助や保護の措置をいう。
- (12) 勾留中の調整： 更生保護法第83条の2の規定により保護観察所の長が行う勾留中の被疑者に対する生活環境調整及び勾留中の被告人に対する釈放後の更生緊急保護の円滑な実施に向けた調整をいう。
- (13) 勾留中の調整の対象者： 高齢（おおむね65歳以上）であり、又は障害を有することにより、自立した生活を営む上で、公共の衛生福祉に関する機関等による福祉サービス等を受けることが必要と認められ、かつ、必要な範囲内で、公共の衛生福祉に関する機関等に個人情報を提供することに同意している被疑者等であって、保護観察所の長により勾留中の調整の対

象とすることの必要性及び相当性があると判断され、選定された者をいう。

- (14) 釈放後の調整の対象者： 勾留中の調整の対象者のうち、保護観察所とセンターが連携して、福祉サービス調整等のための支援を行うことが適当であると認められ、かつ保護観察所とセンターが連携した支援を受けることを希望し、必要な範囲内で、公共の衛生福祉に関する機関等に個人情報を提供することに同意し、更生緊急保護の申出をした者をいう。
- (15) 所在地保護観察所： 特別調整対象者が入所している矯正施設又は被疑者等が身体を拘束されている刑事収容施設の所在地を管轄する保護観察所をいう。
- (16) 所在地センター： 上記矯正施設又は被疑者等が身体を拘束されている刑事収容施設が所在する都道府県に置かれたセンターをいう。
- (17) 帰住希望地域センター： 帰住希望地域が所在する都道府県に置かれたセンターをいう。
- (18) 帰住予定地センター： 帰住予定地が所在する都道府県に置かれたセンターをいう。
- (19) 福祉サービス等： 公共の保健福祉に関する機関その他の機関による福祉、介護、医療、年金その他の各種サービスをいう。

第2 センターの体制

1 職員の配置

センターの職員（以下「職員」という。）の配置は、業務の遂行に支障のない範囲でセンターごとに定めること。このうち、社会福祉士、精神保健福祉士等の資格を有する者又はこれらと同等に業務を行うことが可能であると認められる者を1名以上配置するものとする。

2 センターの長

センターを運営する者は、職員の中から1名をセンターの長として指名するものとする。センターの長は、センターにおける業務を統括するほか、センターの運営及び業務の全般を円滑かつ適正に行うために必要な関係機関等との連絡調整に当たるものとする。

3 開所日等

センターの開所日は、原則として、週5日以上とする。開所時間は、一日当たり8時間、週40時間を目安とする。

4 名称

センターの名称は、「地域生活定着支援センター」とする。やむを得ず他の名称を用いる場合には、その名称の中に「地域生活定着支援センター」の文字を含むこととする。

第3 センターの事業

1 事業の目的

センターの事業は、地域生活定着支援事業の趣旨に鑑み、高齢であり、又は障害を有することにより、刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束が解かれた後、自立した生活を営むことが困難と認められる者に対して、保護観察所と協働して、身体の拘束が解かれた後直ちに福祉サービス等を利用できるようにするための支援を行うことなどにより、その有する能力等に応じて、地域の中で自立した日常生活又は社会生活を営むことを助け、もって、これらの者の福祉の増進を図るとともに、地域共生社会の実現を図ることを目的とする。

2 事業の内容

センターは、次に掲げる業務を保護観察所、矯正施設、留置施設、検察庁、弁護士会、福祉関係機関、地方公共団体その他の関係機関等と連携して行うものとする。

- (1) 保護観察所からの依頼に基づき、入所者等を対象として、福祉サービス等に係るニーズの内容の確認等を行い、受入れ先施設等のあっせん又は福祉サービス等に係る申請支援等を行うこと（以下「コーディネート業務」という。）
- (2) 上記のあっせんにより、矯正施設から退所した後、社会福祉施設等を利用している者に関して、本人を受け入れた施設等に対して必要な助言を行うこと（以下「フォローアップ業務」という。）
- (3) 保護観察所からの依頼に基づき、刑事収容施設に身体を拘束されている被疑者等を対象として、福祉サービス等に係るニーズの内容の確認等を行い、福祉サービス等の利用調整を行うこと、及び釈放後、必要な援助等を継続的に行うこと（以下「被疑者等支援業務」という。）
- (4) 高齢又は障害のある犯罪をした者等のうちセンターが福祉的な支援を必要とすると認める者の福祉サービス等の利用に関して、本人又はその関係者からの相談に応じて、助言その他必要な支援を行うこと（以下「相談支援業務」という。）
- (5) その他上記の業務を円滑かつ効果的に実施するために必要な業務

3 事業の一般原則

- (1) 利用者に対しては、常に懇切で誠意ある態度で接するよう心掛け、その意思や主体性を最大限に尊重するものとする。
- (2) 利用者に対する支援は、本人の心身の状況、本人が過去に受けてきた福祉サービス等の内容、福祉サービス等に係る本人のニーズ、活用できる社会資源の状況等を十分に踏まえて行うものとする。
- (3) 業務の遂行に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、その心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に適切な福祉サービス等の利用が行われるよう配慮するものとする。
- (4) 犯罪歴、非行歴等の情報は、その性質上、厳に慎重に取り扱わなければならないものであることに鑑み、業務の遂行に当たっては、利用者及びその関係者のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務上知り得た個人情報を紛失し、又は業務に必要な範囲を超えて他に漏らすことのないよう、万全の注意を払うものとする。また、他の機関等に利用者又はその関係者の個人情報を提供する際には、個人情報保護に係る法令等に準拠した手続により行うとともに、当該機関等との間で個人情報の保護に関する取り決めを交わすなど、適切な措置を講じるものとする。
- (5) 業務の遂行に当たっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心掛けるものとする。
- (6) そもそも、犯歴の有無を問わず、ニーズがあつて真に支援を求める人に対しては、その真意に沿って、地域において福祉的支援が受けられる環境を整備することが必要である。また、本事業は、限られた社会保障の資源を、刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束のために地域とのつながりを失った人に活用し、広域調整によって必要な支援を地域で受けられるようにするものであつて、既存の福祉的支援との連携強化を進めることが重要である。そのため、本事業を効率的・重点的に実施する観点から、事業の内容や規模を精査し、適切な業務量を確保するとともに、既存の福祉サービスとの一体的実施や円滑な移行が行われるよう努めるな

ど、地域の総合力を生かした事業実施を行うものとする。

第4 業務の実施細目

1 入所者等に係る支援

(1) 特別調整対象者に係る支援

ア コーディネート業務

(ア) 所在地センターの長は、所在地保護観察所の長から、特別調整対象者に係る特別調整協力等依頼書（別紙参考様式1）を受理したときは、速やかに担当の職員（以下「担当職員」という。）を指名の上、本人の意思、心身の状況、本人が過去に受けてきた福祉サービス等の内容、本人に必要な福祉サービス等の内容を確認し、又は福祉サービス等を受けるに当たっての問題点等を把握するため、担当職員をして、本人と面接又は通信を行わせるものとする。

なお、本人に対する支援を円滑かつ効果的に行うため、特別調整協力等依頼書の記載内容に関して特に確認すべき点がある場合には、所在地保護観察所の長に対して、必要な情報の補足等を求めるものとする。

(イ) 所在地センターの長は、上記(ア)により特別調整対象者に対する支援に必要な情報を収集したときは、活用することが可能な社会資源の状況等を踏まえ、本人が矯正施設から退所した後、円滑に福祉サービス等を利用できるようにするための調整に関する計画（以下「福祉サービス等調整計画」という。）を作成し、それを福祉サービス等調整計画通知書（入所者等）（別紙1）により所在地保護観察所の長に提出するものとする。

(ウ) 所在地センターの長は、特別調整対象者に係る福祉サービス等調整計画を作成し、それを所在地保護観察所の長に提出したときは、同保護観察所と協働して、本人に必要と認められる福祉サービス等に係る申請の事前準備等を支援するとともに、併せて、地域における福祉のネットワークと連携し、グループホームその他社会福祉施設等の本人の受入れ先施設等を確保するため、必要な調整を行うものとする。本人が希望する住居地が他の都道府県にある場合には、支援業務協力依頼書（別紙2）により、帰住希望地域センターの長に対して、受入れ先施設等の確保その他必要な支援についての対応を依頼するものとする。

(エ) 帰住希望地域センターの長は、上記(ウ)により所在地センターの長から支援業務協力依頼書を受理したときは、速やかに担当職員を指名して、当該依頼に係る支援を行い、その結果を支援業務協力結果通知書（別紙3）により同センターの長に通知するものとする。

(オ) 所在地センターの長は、上記(ウ)の調整の経過、所在地保護観察所との協議等を踏まえ、必要があると認めるときは、福祉サービス等調整計画の見直しを行い、その都度、見直した計画を福祉サービス等調整計画通知書により同保護観察所の長に提出するものとする。

イ 受入れ先施設等確保後の手続

(ア) 所在地センターの長は、上記アにより、特別調整対象者の受入れ先施設等が確保されたときは、特別調整協力結果通知書（別紙4）により、所在地保護観察所の長に対して、同受入れ先施設等の名称、住所及び利用が可能となる時期を通知するものとする。

(イ) 上記アの(ウ)により、所在地センターが置かれた都道府県の圏域内に特別調整対象者の受入れ先施設等が確保されたときは、所在地センターは、帰住予定地センターとして、本人に係る支援等を継続するものとする。

- (ウ) 上記アの(ウ)及び(エ)により、所在地センターが置かれた都道府県の圏域外に特別調整対象者の受入れ先施設等が確保されたときは、帰住希望地域センターは、帰住予定地センターとして、本人に係る支援等を継続するものとする。なお、所在地センターの長及び帰住予定地センターの長は、互いに協議して、それぞれの業務の分担を定めるものとする。
- (エ) 所在地センターの長及び帰住予定地センターの長は、上記(ウ)により、互いの分担を定めたときは、それぞれ、担当の職員を指名して、当該特別調整対象者に必要な支援等の業務を行うものとする。

ウ フォローアップ業務

- (ア) 上記アにより受入れ先施設等が確保された特別調整対象者が矯正施設から退所した後、同受入れ先施設等の利用を開始したときは、帰住予定地センターとして当該特別調整に係る支援を担当したセンターの長は、必要な期間、本人を受け入れた施設等に対して、本人に対する処遇、本人の福祉サービス等の利用に関する助言等を行うものとする。
- (イ) センターの長は、上記の業務を行うに当たり、当該利用者が保護観察中である場合には、当該保護観察を実施している保護観察所の長と十分な連携を保つものとする。

(2) 一般調整対象者に係る支援

- ア 帰住予定地センターの長は、高齢（おおむね65歳以上）であり、又は障害を有する一般調整対象者について、本人の帰住予定地を管轄する保護観察所の長から特別調整協力等依頼書を受理したときは、上記(1)のアの(ア)から(ウ)まで及び同(ウ)に準じて、当該依頼に係る業務を行うものとする。
- イ 帰住予定地センターの長は、一般調整対象者が入所している矯正施設が遠隔地にあり、同センターの職員のみで上記アの業務を遂行することが困難と認められるときは、面接の実施、福祉サービス等調整計画の原案の作成等について、当該矯正施設が所在する都道府県に置かれたセンターの長に対し、支援業務協力依頼書により、依頼することができる。
- ウ 上記イにより、一般調整対象者について、帰住予定地センターの長から依頼を受けたセンターの長は、速やかに担当職員を指名して、当該依頼に係る支援を行い、その結果を支援業務協力結果通知書により同センターの長に通知するものとする。

2 被疑者等支援業務

- (1) 所在地センターの長は、所在地保護観察所の長から、勾留中の調整の対象者の選定に係る支援協力等依頼書（別紙参考様式2）を受理したとき（電話等による事実上の依頼を事前に受けたときを含む。）は、速やかに担当の職員（以下「担当職員」という。）を指名の上、本人の意思、心身の状況、本人が過去に受けてきた福祉サービス等の内容、本人に必要な福祉サービス等の内容を確認し、又は福祉サービス等を受けるに当たっての問題点等を把握するため、担当職員をして、保護観察官が行う面談への同席、本人と面接又は通信を行わせ、保護観察所の長が勾留中の調整の対象者の選定を行うに当たっての助言等を行うものとする。

なお、本人に対する支援を円滑かつ効果的に行うため、支援協力等依頼書の記載内容に関して特に確認すべき点がある場合には、所在地保護観察所の長に対して、必要な情報の補足等を求めるものとする。

- (2) 所在地センターの長は、勾留中の調整の対象者又は支援協力等依頼書（別紙参考様式3）を受理した釈放後の調整の対象者（当該対象者に準じた者を含む。）に対する支援に必要な情報

を収集したときは、活用することが可能な社会資源の状況等を踏まえ、円滑に福祉サービス等を利用できるようにするための調整に関する計画（以下「福祉サービス等調整計画」という。）を作成し、それを福祉サービス等調整計画通知書（被疑者等）（別紙５）により所在地保護観察所の長に提出するものとする。

- (3) 所在地センターの長は、勾留中の調整の対象者又は釈放後の調整の対象者に係る福祉サービス等調整計画を作成し、それを所在地保護観察所の長に提出したときは、同保護観察所と協働して、本人に必要と認められる福祉サービス等に係る申請の事前準備等を支援するとともに、併せて、地域における福祉のネットワークと連携し、必要な福祉サービス等の利用調整を行うものとする。
- (4) センターの長は、福祉サービス等調整計画を作成した支援対象者が身体の拘束を解かれた後は、必要な期間、本人に対し必要な支援等を継続的に行うとともに、本人を受け入れた施設等に対して、本人に対する処遇、本人の福祉サービス等の利用に関する助言等を行うものとする。
- (5) センターの長は、上記(4)の支援等を行うに当たり、当該利用者が更生緊急保護の申出をし、釈放後の調整の対象者となった場合又は保護観察中である場合には、当該措置等を実施している保護観察所の長と十分な連携を保つものとする。
- (6) センターの長は、釈放後の調整の対象者について、身体の拘束を解かれてから６月を経過したとき又は上記(4)の支援等を終了する判断をしたときのいずれか早い時点で、センターに対応する保護観察所の長に対し、釈放後の調整の対象者に対する支援の状況について、支援経過報告書（別紙６）により報告するものとする。

なお、身体の拘束を解かれてから６月を経過したことによって報告をする際は、センターの長は、保護観察所の長及び福祉サービス事業者等と事前に協議を行うなどし、支援の継続の要否について検討し、引き続き支援を継続することとした場合は支援計画を見直すこと。

- (7) センターの長は、勾留中の調整の対象者又は釈放後の調整の対象者が、所在地センターが置かれた都道府県の圏域外での生活を希望した場合は、対応する保護観察所の長と協議し、必要に応じ、生活を希望する地を管轄するセンターと協議の上、上記１(1)ア(イ)ないし(ロ)に準じ対応するものとする。
- (8) 被疑者等に対する身体拘束中又は釈放後の支援を効果的に行うためには、地域の実情に応じた対応が必要であることに鑑み、センターの長は検察庁、保護観察所の長、弁護士会等の関係機関とあらかじめ協議の上、(1)ないし(6)に規定する手続の方法及び内容等について、地域の実情に応じた方法に適宜変更して実施することとして差し支えない。

3 相談支援業務

- (1) センターの長は、高齢であり、又は障害を有することにより、自立した生活を営むことが困難と認められる犯罪をした者等のうちセンターが福祉的な支援を必要とすると認める者について、本人又はその家族、更生保護施設、地方公共団体、福祉事務所その他の関係者から、本人の福祉サービス等の利用に関する相談を受けたときは、担当職員を指名の上、本人と面接を行わせるなどして、本人のニーズ等を確認し、その意思を踏まえて、助言その他必要な支援を行うものとする。
- (2) センターの長は、上記の支援を行うに当たり、当該利用者が更生緊急保護中、保護観察中等

である場合には、当該措置等を実施している保護観察所の長と十分な連携を保つものとする。

4 関係機関等との連携及び地域における支援ネットワークの構築等

- (1) センターの長は、利用者に対する支援を円滑かつ効果的に実施するため、矯正施設若しくは保護観察所において特別調整対象者として、又は検察庁、弁護士会、若しくは保護観察所において勾留中の調整の対象者として選定をする手続を行っている段階から、必要に応じて、矯正施設の長等に対し福祉的な視点から必要な調査・調整について助言を行うものとする。また、特別調整対象者又は勾留中の調整の対象者として選定され、保護観察所の長からの協力依頼を受けた後においても、個々の利用者の事例に対応した関係機関等から成る会議の開催に努めるものとする。
- (2) センターの長は、平素から、保護観察所、矯正施設、検察庁、弁護士会、福祉関係機関、地方公共団体その他の関係機関等と連携を密に保つために、保護観察所が主催する連絡協議会に出席するとともに、研修や協議会等を開催し、犯歴の有無を問わず、ニーズがあつて真に支援を求める人について、地域において必要な福祉的支援が受けられるための環境づくりや支援のためのネットワークの構築に努めるものとする。

第5 管理及び運営

- 1 センターを運営する者は、次の各項に掲げる事業の運営についての運営規程を定めておくものとする。
 - (1) 事業の目的及び運営の方針
 - (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
 - (3) 開所日及び執務時間
 - (4) 事業に係る個人情報の取扱い
 - (5) その他運営に関する重要事項
- 2 センターを運営する者は、職員に対し、その身分を証する書類を発行し、職員がその業務を行うときは、職員に同身分証を携行させ、必要に応じて、関係機関の職員等に対して、これを提示させるものとする。
- 3 センターを運営する者は、職員の資質の向上のため、保護観察所、矯正施設及び福祉関係機関等、関係する機関の協力を求め、必要に応じて、職員に対する研修を行い、また国及び関係団体が行う研修を受講させるものとする。
- 4 センターを運営する者は、事業を行うために必要な広さの区画、設備及び備品等を配備するものとする。
- 5 センターを運営する者は、職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行い、センターの設備及び備品等について、衛生的な管理に努めるものとする。
- 6 センターを運営する者は、利用者又はその親族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するなどの必要な措置を講じるものとする。
- 7 センターを運営する者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、各会計年度終了後5年間保存するものとする。
- 8 センターを運営する者は、利用者に対する支援業務に関する記録を利用者ごとに整備し、当該支援業務を終了した日から5年間保存するものとする。

福祉サービス等調整計画通知書（入所者等）

年 月 日

保護観察所長 殿

地域生活定着支援センター長

年 月 日付けで依頼のあった福祉サービス等調整計画を下記のとおり作成しましたので、通知します。

1 対象者の氏名等			
氏 名	(年 月 日生)		
本 籍			
住所地（居所）			
入所している矯正施設			
2 福祉サービス等調整計画の内容			
住民票の有無	有・無・要確認	帰住予定地	
援護の実施の有無	有・無・要確認	援護の実施	
障害者手帳の有無	有・無・要確認	等級・必要性	
受給者証の有無	有・無・要確認	区分・必要性	
要介護度の有無	有・無・要確認	介護度・必要性	
年金の有無	有・無・要確認	年金の種類	
生活保護の要否	要・否・要確認	保護の実施	
医療の要否	要・否・要確認	必要な医療	
更生保護施設等の利用	要・否・要確認	利用施設等	
主な調整計画			

(注意) 必要な資料があれば、それを添付すること。なお、「1 対象者の氏名等」の「本籍」欄は、事例に応じ削除して差し支えない。また、「住所地（居所）」欄には、矯正施設入所前に生活の実態があった場所を記入すること。

支 援 業 務 協 力 依 頼 書

年 月 日

地域生活定着支援センター長殿

地域生活定着支援センター長

次の者に関し、下記の事項について協力等を願いたく、依頼します。

1 対象者の氏名等

氏 名

(年 月 日生)

本 籍

入所している矯正施設

2 援助・協力の内容

(注意) 本書には、保護観察所の長からの特別調整協力等依頼書、福祉サービス等調整計画が記載された書面その他必要な資料を添付すること。なお、「1 氏名等」の「本籍」欄は、事例に応じ削除して差し支えない。

支 援 業 務 協 力 結 果 通 知 書

年 月 日

地域生活定着支援センター長 殿

地域生活定着支援センター長

年 月 日付けで依頼のあった次の者の支援に関し、下記のとおり結果を通知します。

1 対象者の氏名等

氏 名

(年 月 日生)

本 籍

入所している矯正施設

2 援助・協力の結果

(注意) 必要な資料があれば、それを添付すること。なお、「1 氏名等」の「本籍」欄は、事例に応じ削除して差し支えない。

特 別 調 整 協 力 結 果 通 知 書

年 月 日

保 護 観 察 所 長 殿

地域生活定着支援センター長

年 月 日付けで依頼のあった次の者の支援に関し、下記の受入れ先施設等が確保
されましたので、通知します。

1 対象者の氏名等

氏 名

(年 月 日生)

本 籍

入所している矯正施設

2 援助・協力の結果

(1) 受入れ先施設等の名称

(2) 受入れ先施設等の住所

(3) 利用が可能となる時期

(注意) 必要な資料があれば、それを添付すること。なお、「1 氏名等」の「本籍」欄は、事例に応じ削除して
差し支えない。

福祉サービス等調整計画通知書（被疑者等）

年 月 日

保護観察所長 殿

地域生活定着支援センター長

年 月 日付けで依頼があった勾留中の調整の対象者・釈放後の調整の対象者に係る福祉サービス等調整計画を作成しましたので、通知します。

1 対象者の氏名等			
氏 名	(年 月 日生)		
本 籍			
住所地（居所）			
収容されている施設			
更生緊急保護の開始日・満了日	開始： 年 月 日	満了： 年 月 日	
2 福祉サービス等調整計画の内容			
住民票の有無	有・無・要確認	帰住予定地	
援護の実施の有無	有・無・要確認	援護の実施	
障害者手帳の有無	有・無・要確認	等級・必要性	
受給者証の有無	有・無・要確認	区分・必要性	
要介護度の有無	有・無・要確認	介護度・必要性	
年金の有無	有・無・要確認	年金の種類	
生活保護の要否	要・否・要確認	保護の実施	
医療の要否	要・否・要確認	必要な医療	
更生保護施設等の利用	要・否・要確認	利用施設等	
主な調整計画			

(注意) 必要な資料があれば、それを添付すること。なお、「1 対象者の氏名等」の「本籍」欄は、事例に応じ削除して差し支えない。また、「住所地（居所）」欄には、身体の拘束前に生活の実態があった場所を記入すること。

支 援 経 過 報 告 書

年 月 日

保 護 観 察 所 長 殿

地域生活定着支援センター長

年 月 日付けで依頼のあった次の者の支援の経過について、下記のとおり報告します。

1 対象者の氏名等

氏 名

(年 月 日生)

住所地 (居所)

2 援助・協力の経過

(1) 受入れ先施設等の名称

(2) 受入れ先施設等の住所

(3) その他の特記事項

3 今後の方針

支援終了 ()

支援継続 ()

(注意) 必要な資料があれば、それを添付すること。なお、「1 氏名等」の「本籍」欄は、事例に応じ削除して差し支えない。また、「3 今後の方針」欄は、「支援終了」の場合はその事由を（本人希望、支援の必要がなくなった、再犯、所在不明、死亡など）、「支援継続」の場合は今後の支援方針等を簡潔に記すこと。

特 別 調 整 協 力 等 依 頼 書

年 月 日

地域生活定着支援センター長 殿

保 護 観 察 所 長

次の者に関し、下記の事項について協力等を願いたく、更生保護法第30条の規定により依頼します。

1 特別調整対象者の氏名等

氏 名 (年 月 日生)
本 籍
収容されている矯正施設

2 援助・協力の内容

- (1) 上記1に掲げる特別調整対象者について、矯正施設から釈放された後に健全な生活態度を保持する上で、必要な福祉サービス等（公共の衛生福祉に関する機関その他の機関からの介護、医療、年金その他の各種サービスをいう。）を受けられるよう協力願います。
- (2) (1)の調整に関する計画を作成の上、 年 月 日までに提出願います。

3 参考事項

- (1) 犯罪・非行の概要
- (2) 心身の状況
- (3) 生育歴
- (4) 家族の状況

4 その他

(注意) 事例に応じ不要の文字を削ること。また、特別調整対象者以外の生活環境調整対象者に係る依頼の場合は、「特別調整」を「生活環境調整」とすること。「1 氏名等」の「本籍」欄は、事例に応じ削除して差し支えない。なお、依頼に当たり参考となる事項については、必要な資料を添付して差し支えない。

別紙参考様式 2

支援協力等依頼書

年 月 日

殿

保 護 観 察 所 長

次の者に関し、下記の事項について協力等を願いたく、更生保護法第30条の規定により依頼します。

1 支援対象者の氏名等

氏 名 (年 月 日生)
本 籍

2 援助・協力の内容

3 参考事項

4 その他

(添付資料)

- ☐ 事前相談票
- ☐
- ☐

(注意事項)

個人情報に関しては、用途以外の使用、漏洩がないよう、厳格に管理すること。

(記載要領)

- 1 事例に応じ不要の文字を削ること。
- 2 「1 氏名等」の「本籍」欄は、事例に応じ削除して差し支えない。
- 3 「4 その他」欄は、該当する添付資料について☑するほか、他に添付した資料について記載すること。

別紙参考様式 3

支援協力等依頼書

年 月 日

殿

保護観察所長

次の者に関し、下記の事項について協力等を願いたく、更生保護法第30条の規定により依頼します。

1 支援対象者の氏名等

氏 名 (年 月 日生)
本 籍

2 援助・協力の内容

3 身体の拘束を解かれた日

年 月 日

4 更生緊急保護の申出日

年 月 日

5 その他

(添付資料)

- ☐ 同意書
- ☐ 支援対象者個人票
- ☐

(注意事項)

個人情報に関しては、用途以外の使用、漏洩がないよう、厳格に管理すること。

(記載要領)

- 1 事例に応じ不要の文字を削ること。
- 2 「1 支援対象者の氏名等」の「本籍」欄は、事例に応じ削除して差し支えない。
- 3 「5 その他」欄は、該当する添付資料について☑するほか、他に添付した資料について記載すること。